



石川町結婚サポーター活動マニュアル

石川町結婚サポーターが地域の結婚希望者の結婚活動をサポートするうえで、
守らなければならない最低限のルール等を定めています。



【問い合わせ先】

石川町役場企画商工課協働推進係

(住所) 石川町字長久保 1 8 5 番地の 4

(電話) 0 2 4 7 - 2 6 - 9 1 1 1

(FAX) 0 2 4 7 - 2 6 - 0 3 6 0

(E-mail) kyodo@town.ishikawa.fukushima.jp

(令和 6 年 5 月作成)

目次

1. 石川町結婚サポーターについて	2
2. 具体的な活動の動き	6
3. 石川町結婚サポーターの活動にあたって	7
4. 困ったときは	8
5. その他	8

要綱

石川町結婚サポーター事業実施要綱	9～15
----------------------------	------

{様式}

様式第1号 申込書	12
様式第2号 誓約書	13
様式第3号 登録証	14
様式第4号 事業報告書	15
「石川町結婚サポーター」活動記録簿	16
「石川町結婚サポーター」活動報告書	17
私有車使用日誌	18

1. 石川町結婚サポーターについて

(1) 石川町結婚サポーター実施の目的

未婚・晩婚化の解消により少子高齢化の進行を抑制し、結婚を希望する独身者に対して、結婚の相談や出会いのきっかけの場を提供することを目的としています。

(2) 石川町結婚サポーターになるための要件

「誓約書」の内容を遵守できる方のうち、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 石川町に住所を有する方又は石川町内の事業所等に勤務する方
- (2) 熱意をもって独身者の結婚のための活動を行う意思のある方

(3) 石川町結婚サポーター登録期間

登録期間は、登録の日から2年度となる日の属する年度末となります。

(例えば、令和6年4月1日に登録された方は、令和9年3月31日まで)

ただし、要件を満たしている場合は、引き続き2年間延長することが可能です。

(4) 石川町結婚サポーターの申込方法

「石川町結婚サポーター登録申込書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」に必要事項を記載の上、石川町役場企画商工課協働推進係にお申し込みください。
また、登録申請フォームによる申請も可能です。

なお、結婚サポーターに登録した方に対して、石川町結婚サポーター登録証を交付する際、顔写真が必要となるためご準備ください。

※写真はデータの提出でもかまいません。また、役場に来た際に撮ることも可能です。



登録申し込みフォーム QR コード

(5) 石川町結婚サポーターの活動内容

- (ア) 出会いや結婚に関するお世話やアドバイス
- (イ) お見合い相手の紹介及び出会いのきかけの提供
- (ウ) 町や県等が行う出会いに関するイベントの情報提供
- (エ) ふくしま結婚・子育て応援センターが行う世話やき人との連携
- (オ) 研修会等への参加
- (カ) その他、結婚の希望をかなえるための活動 など

(6) 活動経費

結婚サポーターの活動に係る活動経費のガソリン代と報奨金を支給します。ただし、活動にかかった自身の電話代、交通費、飲食代等は自己負担になります。

(ア) ガソリン代

結婚サポーターとしての活動及び研修のための移動に要したガソリン代を支給します。

※ガソリン代の支給を受けようとする場合は、「私有車使用日誌」を毎月メール（PDF）又は持参にて提出していただく必要があります。

(イ) 報奨金

結婚サポーターの活動により成婚に至った場合、成功報酬として、1組当たり5万円を支給します。ただし、結婚した当事者の双方が町内に定住する意思がある場合。

※報奨金の支給を受けようとする場合は、年度末に「石川町結婚サポーター事業報告書（様式第4号）」を提出していただく必要があります。

(7) 研修

ふくしま結婚子育て・応援センターが開催する研修や町が開催する研修などについてご連絡いたします。サポーター活動を行う上で重要な知識を身に着けるため、積極的に参加していただきますようお願いいたします。

(8) 石川町結婚サポーター情報交換会

以下の目的のため、町が開催します。

(ア) 結婚希望者の情報提供

(イ) 結婚サポーター同士の情報交換

(ウ) 婚活イベント（石川コン）団体との連携 など

※連携した活動が進められるように、情報交換会以外にもサポーター同士で情報交換を積極的に行ってください。

(9) 書類の提出

(ア) 石川町結婚サポーター事業報告書（様式第4号）

報償費又は費用弁償の支給を受ける際に提出していただきます。提出後、その内容を精査し、適合すると認めるときに支給をいたします。

(イ) 石川町結婚サポーター活動記録簿

活動ごとに記録していただきます。活動ごとに LoGo フォームへの入力又は書類を役場に提出していただきます。役場へ直接提出する際は、まとめたの提出が可能です。

※ガソリン代、報奨金の支給をする際に活動状況を把握するために必要になります。また、情報交換会開催時に使用します。

(ウ) 石川町結婚サポーター活動報告書

半年ごとに報告していただきます。成婚に至った場合は速やかに報告してください。LoGo フォームへの入力又は書類を役場に提出していただきます。

※サポーターの活動状況、活動についてのご意見等を把握するために必要になります。

(エ) 私有車使用日誌

ガソリン代の支給を受けようとする場合、石川町結婚サポーター事業報告書に添付していただきます。

※使用日誌には車のメーターを記載する項目があるため、使用前後で正確な数字を記録してください。

※活動で使用了ことを明らかにするために、面談者やサポーター仲間から必ず確認のサインをいただってください。

【インターネットによる提出】

- ・「石川町結婚サポーター事業報告書（第4号）」は、様式をダウンロードしていただき、メールにて提出が可能です。
- ・「石川町結婚サポーター活動記録簿」及び「石川町結婚サポーター活動報告書」は、LoGo フォームからの入力が可能です。

※インターネットによる提出が難しい方は、直接の提出でもかまいません。



活動記録入力フォーム QR コード



活動報告入力フォーム QR コード

(10)活動に際しての留意事項

- (ア) ガソリン代の支給を受けようとする場合は、「私有車使用日誌」を町に提出する必要があるため、活動ごとに記録を残しておくこと。
- (イ) 結婚希望者から成婚の報告があった場合は、年度末に「石川町結婚サポーター事業報告書」に成婚情報を記入して町に提出すること。
- (ウ) 情報交換会に併せ、「石川町結婚サポーター活動記録簿」及び「石川町結婚サポーター活動報告書」を町に提出する必要があるため、内容を整理しておくこと。
- (エ) 何らかの理由により、石川町結婚サポーターとして活動することが困難になった場合は、町に連絡すること。
- (オ) 結婚サポーターと3頭身以内の親族については、結婚サポーター自身の相談者としての登録やお世話役活動は行わないこと。
- (カ) 結婚サポーターは活動で知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。結婚サポーターとしての活動を終えた後も同様とします。
- (キ) 結婚サポーターの情報をホームページに掲載することについて理解していただくこと。

2. 具体的な活動の動き

(1) 結婚を希望している本人やその家族から相談があった場合

- ・恋愛・結婚についてアドバイスをする。
- ・サポーター自身で思い当たるお相手がいれば引き合わせ（お見合い）を行う。
- ・福島県が導入した、オンライン型の紹介システム「はぴ福なび」への登録を促す。
- ・福島県の「結婚世話やき人」に引き合わせをお願いして、引き合わせ後のサポートをする。

(2) 職場での結婚サポート活動

- ・職場で恋愛・結婚に悩んでいる人がいたら積極的に相談に乗る。
- ・町や県等が行う出会いに関するイベントを職場内で周知する。
- ・他の企業で活動しているサポーターと協力して、企業間において出会いの場を作る。

(3) 婚活イベントでの活動

- ・「石川コン」でカップル成立後、交際がスムーズに進むようにサポートをする。
- ・サポーター同士で話し合いを行い、婚活イベントなどを企画する。

(4) 情報交換会や研修会への参加

結婚をサポートするための情報収集やサポーター同士の連携を図るために重要な機会となります。

3. 石川町結婚サポーターの活動にあたって

結婚サポーターの活動は、個人の恋愛・結婚という非常にデリケートな問題にかかわっていきます。

このため、結婚サポーターの活動にあたっては、以下の点などに十分に注意して活動を行ってください。

(1) 恋愛・結婚相談者の意思を尊重した結婚サポーター活動

- ・相談者とのコミュニケーションを大切にすること。
- ・押しつけがましい活動にならないよう注意すること。
- ・相談者から結婚サポーター活動を断られた場合は、速やかに活動を中止すること。

(2) 恋愛・結婚相談者の人権への配慮

- ・相談者の人権を尊重する心構えを堅持し、宗教、思想、信条、病歴、心身の障害の状況などの情報については、相談者が自発的に話さない限り、結婚サポーターから収集しないこと。
- ・人権を侵害する恐れがあるような表現や表示は行わないこと。
- ・相談者のプライバシーに立ち入らないこと。
- ・結婚サポーター同士で相談者について話す場合は、場所などに気をつけ、他の人に聞かれないように注意すること。

(3) 恋愛・結婚相談者の引き合わせにあたって

引き合わせ（お見合い）時の相談者同士の連絡交換については、自己責任において行わせること。

(4) 恋愛・結婚相談者への助言

- ・相談者自身の成長のためにも、引き合わせ（お見合い）時の服装など最低限のマナー等を助言すること。

(5) 恋愛・結婚相談者の個人情報の取り扱い

- ・情報の利用目的や具体的な利用方法について相談者に明示すること。
- ・相談者から取得する情報は活動に必要な情報のみとし、答えたくない項目は回答しなくてよいことを伝え、相談者に判断してもらうこと。
- ・不正な手段で取得しないこと。
- ・相談者以外から取得しなければならない時は、事前に相談者の同意を得ること。
- ・相談者の個人情報は各結婚サポーターが責任をもって管理すること。
- ・情報を結婚サポーター活動以外のために利用しないこと。
- ・書類等は車などに放置しないこと。

4. 困ったときは

結婚サポーター活動において、困ったことやトラブルが起こった場合は、速やかに町に連絡すること。

(石川町役場 企画商工課 協働推進係 TEL 0247-26-9111)

5. その他

- ・結婚サポーター以外の人と連携して活動を行う場合は、結婚サポーター以外の人結婚サポーターであると誤解されないよう、十分注意して活動すること。
- ・町は、結婚サポーターの活動における相談者その他の関係者に係るトラブルについては、一切責任を負わないこと。

6. 石川町結婚サポーターHP

【URL】

<https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/project/01/supporter.html>

【QR コード】



令和3年5月19日

[新規]

[要綱第24号]

石川町結婚サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未婚・晩婚化の解消により少子高齢化の進行を抑制し、結婚を希望する独身者に対して、結婚の相談や出会いのきっかけの場を提供することを目的とする。

(事業)

第2条 町長は、石川町結婚サポーター事業を実施し、結婚サポーターを募集・登録するとともに、ふくしま結婚・子育て応援センターとの連携を図りながら結婚サポーター事業を実施するものとする。

(結婚サポーター活動内容)

第3条 結婚サポーターは、結婚を希望する独身者のために次に掲げる活動を行う。

- (1) 出会いや結婚に関するお世話やアドバイス
- (2) お見合い相手の紹介及び出会いのきっかけの提供
- (3) 町や県等が行う出会いに関するイベントの情報提供
- (4) ふくしま結婚・子育て応援センターが行う世話やき人との連携
- (5) 研修会等への参加
- (6) その他、結婚の希望をかなえるための活動

(結婚サポーターの登録)

第4条 町長は、次の各号の要件を全て満たし、結婚サポーター登録申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を提出した者又は所定の入力フォームから電子申請した者について、結婚サポーターとして登録する。

- (1) 石川町に住所を有する者又は石川町内の事業所等に勤務する者
- (2) 熱意をもって独身者の結婚のための活動を行う意思のある者

2 町長は、結婚サポーターとして登録した者に対し、石川町結婚サポーター登録証(様式第3号)を交付する。

3 登録の期間は、登録の日から2年度となる日の属する年度末とし、同条第1項の要件を満たしている場合は、引き続き2年間延長することができる。

4 結婚サポーターは、その活動を辞する時、又は第5条に規定する登録の取り消しとなった時は、速やかに町へ登録証を返却しなければならない。

(登録の取り消し)

第5条 町長は、結婚サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 結婚サポーターから辞退の申し出を受けたとき
- (2) 誓約書に掲げる事項に反したとき
- (3) 迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがある等結婚サポーターとしてふさわしくない行為があったと認められるとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき
(報償費及び費用弁償)

第6条 町長は、結婚サポーターに対し、予算の範囲内で報償費及び費用弁償を支払うことができる。ただし、その他の経費は、原則として本人の負担とする。

2 報償費又は費用弁償の支給を受けようとする者は、活動内容について石川町結婚サポーター事業報告書(様式第4号)を町長に提出する。

3 町長は前項の規定による提出があったときには、その内容を精査し、適合すると認めるときは、交付すべき報償費の額を確定し、石川町結婚サポーター事業報償費確定通知書(様式第5号)を結婚サポーターに通知するものとする。

4 報償費の金額及び要件は、別表のとおりとする。

5 費用弁償の支給は、石川町旅費条例(昭和41年条例第16号)第17条の規定に準じた金額とする。

(報償費等の請求)

第7条 結婚サポーターは、前条第3項の通知を受けたときは、石川町結婚サポーター事業交付請求書(様式第6号)により、町長に請求するものとする。

(秘密の保持)

第8条 結婚サポーターは、活動で知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。結婚サポーターとしての活動を終えた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

報償費の額	1 組につき 50,000 円
報償費の要件	(1)婚姻届の提出。 (2)結婚した当事者の双方が、町内に定住の意思があること。 (3)結婚した当事者の双方が、結婚サポーターと 3 親等以内の親族ではないこと。

石川町結婚サポーター登録申込書

年 月 日

氏 名			性別	
住 所	〒 —			
生年月日			年 齢	歳
電話番号	自宅	— —		
	携帯	— —		
メール アドレス				
職 業		勤務先		
資格・経験 (お世話やき 活動経験)				
結婚サポーター 登録理由				

◆ 申込先 石川町役場 企画商工課 協働推進係 ☎0247-26-9111

◆ メール kyodo@town.ishikawa.fukushima.jp

※別途、登録証で使用する顔写真のデータをメールにて送付ください。

顔写真は役場で撮影を行うことが可能です。

誓 約 書

私は、下記の事項に同意し、石川町結婚サポーターとして活動することを誓約します。これに反した場合、虚偽の申告等が判明した場合又は結婚サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合は、登録を取り消されても異議を申しません。

一、 結婚サポーターの地位を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など結婚世話やき活動以外の活動を行わないこと。

一、 個人のプライバシー及び個人情報の管理には十分に留意し、職務上知り得た秘密を洩らさないこと。結婚サポーターの職を退いた後も同様とすること。

一、 現在、石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ結婚サポーターに登録されている間も該当することはないこと。

一、 相談者情報一覧表は結婚サポーター及びふくしま結婚・子育て応援センターの世話やき人間で連絡を取り合うこと以外に使用しないこと。また、相談者情報一覧表を部外者に見せたり、コピーして渡したりしないこと。

年 月 日

氏 名

様式第 3 号（第 4 条関係）

石川町結婚サポーター登録証			
		<u>登録No.</u>	
(顔写真)	氏 名		
	登録期間	年 月 日	
	～	年 月 日	
上記の者は、石川町結婚サポーターである。			
年 月 日			
石川町長			

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名

印

石川町結婚サポーター事業報告書

石川町結婚サポーター事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

報償費 ・ 費用弁償

（該当項目を○で囲む）

成婚情報				
成婚した男女	婚姻後の 住 所			
	夫 氏 名		年 齢	歳
	妻 氏 名		年 齢	歳
婚姻届日	年 月 日			

活動記録			
年月日	活動内容	活動距離	
月 日		k m	k m
月 日		k m	k m
月 日		k m	k m

令和 年 月 日

「石川町結婚サポーター」活動記録簿

活動年月日	令和 年 月 日 ()	
活動区分 (いずれかに○)	1. 相談 2. 引き合わせ 3. その他	
私有車使用	使用経路	～
	距離 (メートル)	(開始) km ～ (終了) km →今回走行距離 km
相談者等の 住所・氏名	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
相談等の内容		
結婚サポーター 所見		
今後の動き		

報告者	結婚サポーターNo.	氏 名

令和 年 月 日

「石川町結婚サポーター」活動報告書

活動	年度	令和 年度	
	月	月 ~ 月	
相談件数 (※1)	件		
引き合わせ件数 (※2)	件	交際件数 (※2)	件
成婚件数 (※3)	件	その他の成婚件数 (※3)	件

- ※1 相談件数には、結婚サポーター自らが声掛けしたものも含まれます。
- ※2 引き合わせ件数及び交際件数は、延べ人数で記載してください。
(例えば、「同じ人に3回引き合わせをした」場合は「3件」としてください。)
- ※3 結婚サポーターご自身が、お相手との出会いに係わった成婚の件数のみ記載してください。また、結婚希望者(相談者)が自らお相手を見つけて成婚した場合は、その他成婚に記載してください。

◆ご意見等がありましたら、ご自由にご記入ください。

報告者	結婚サポーターNo.	氏 名

私有車使用日誌【令和 年 月分】

職名	結婚サポーター	氏名		今月走行距離計	km			
使用日	使用時間	使用経路	使用内容	メーター	今回走行距離	備考	確認者	
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			
日 ()	時 分 から			(開始)	km			
	時 分 まで			(終了)	km			

※結婚サポーター活動においての交通費を正しく支給するため、正確な内容の記載をお願いいたします。
 ※町からお伝えした研修や会議については確認できますが、それ以外の活動では面談者やサポーター仲間からのサインをいただってください。